

令和6年度 第2回東京都広告物審議会

令和6年12月17日(火)

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室21(オンライン併用)

午後3時01分 開会

○根来緑地景観課長 では、定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第2回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、本審議会にお集まり賜り、誠にありがとうございます。

私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長、根来でございます。会長に議長をお願いいたしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、現在出席の委員の方は、オンラインでご出席の方も含めて19名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数12を超えてございますので、その件ご報告させていただきます。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、資料1、資料2-1~2-3、資料3~資料5、そして、参考資料1、参考資料2-1~2-3をご用意させていただいております。全ておそろいでしょうか。不足等ございましたら、おっしゃってください。

会場の報道機関の皆さまにご案内申し上げます。会議冒頭の映像・写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、佐々木会長に議長をお願いいたします。佐々木会長、よろしくお願い申し上げます。

○佐々木委員 それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本審議会は、東京都広告物審議会要綱第11条に基づきまして、公開で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事に入ります。お配りしておりますとおり、議事次第に沿って進めたいと思います。本日の議事は2件、報告事項2件ということでございます。

まず、議事の1つ目、東京高速道路(KK線)及びその沿道の屋外広告物規制について

て、事務局のほうからご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 具体的なご説明に入ります前に事務局より提案がございます。今回の審議事項は、KK線及びその沿道の屋外広告物規制についてでございます。KK線の再生事業についての質疑応答のために、前回の第1回広告物審議会に引き続き、参考人としたしまして、都市整備局都市づくり政策部の職員の出席を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○佐々木会長 参考人の出席ということでございますが、皆さまよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、参考人の出席について認めさせていただきます。お願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 ありがとうございます。それでは、私から紹介をさせていただきます。都市整備局都市づくり政策部まちづくり推進担当課長の水島です。

○水島まちづくり推進担当課長 水島です。よろしくをお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 それでは、資料1をご覧ください。こちらは第1回の本審にて報告事項としてご説明させていただきました件について、今回ご審議をお願いするものになります。

1ページをご覧ください。現行規制についてです。

銀座を囲むように走っている東京高速道路（KK線）は、現在、東京都屋外広告物条例に基づき、図に示すような禁止区域等の規制が設定されております。

規制の背景についてですが、沿線の屋外広告物を整備し、都市環境の美化を図るとともに、高速走行する自動車の運転手の視野に、交通安全上の障害となる恐れのある広告物等の掲出を防止するために設定されている規制になります。

続いて、2ページをご覧ください。掲出可能な広告物についてです。

この禁止区域に許可を受けて掲出可能な広告物として、図のように路線用地から展望できないものが定められております。また、禁止区域の適用除外により掲出可能な広告物として、10平米以下の自家用広告物が定められています。ただし、路線用地から展望できる自家用広告物は、光源が点滅しないこと等の禁止事項が定められております。

3ページをご覧ください。屋外広告物規制の検討についてです。

第1回の本審でご説明いたしましたとおり、KK線は首都高の新たなルート整備に伴いまして、歩行者中心の公共的空間、「Tokyo Sky Corridor」として再生活用する方針が決まっております。KK線の廃止後は、これらの規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となります。

しかし、世界から注目される新たな観光拠点「Tokyo Sky Corridor」の実現のためには、良好な景観形成やにぎわい創出に寄与する屋外広告物のルールを検討する必要があるとございます。

そこで、都・地元3区で在り方検討会を設置し、KK線廃止と同時に広告物の氾濫を防止するために、現行と同様のルールを設定すること、「Tokyo Sky Corridor」の一部供用開始までを目途に、計画の深度化に合わせて、新たなルールの設定を検討すること、以上の方向性を取りまとめました。こちらの方向性について、地元説明会を実施し、反対意見はございませんでした。

4ページをご覧ください。これまでの審議経過でございます。

7月10日の第1回広告物審議会にて、KK線再生の概要及び屋外広告物の検討の方向性についてご説明し、規格等検討小委員会で審議することをご報告いたしました。

その後、7月31日の第1回規格小では、これまでの検討の経緯と地元説明会の内容についてご報告し、禁止区域の設定の方向性についてご審議をいただきました。

また、12月2日の第3回規格小では、禁止区域の設定案についてご審議をいただき、禁止区域の設定案について、審議会に上申することを決定いただきました。

以上より、今回5ページ、6ページの禁止区域の設定案について、ご審議いただくものでございます。

5ページをご覧ください。禁止区域の設定（案）、（1）関係告示の改正についてです。

条例6条11号の規定に基づき、高速道路沿道等の禁止区域を定めている告示から、KK線及び沿道に係る区域を除外する改正を行います。具体的には、昭和62年東京都告示第151号の六、自動車専用道路等、七がKK線に該当しますので、こちらの内容を削除する改正を行います。

6ページをご覧ください。（2）告示の新設についてです。

条例6条12号、知事が定める区域の規定に基づき、KK線及び沿道に係る区域を禁止区域として指定する告示を行います。

禁止区域の考え方は、現行の6条11号に基づく規制と同じ内容の規制を6条12号に基づき設定するものです。

具体的にご説明いたしますと、対象区域は、図面で指定する区域のうち、広場の上面から15mの区域となります。この図面で指定する区域については、旧道路境界線から両側50mとして、従来の禁止区域の範囲を引き継ぎます。

また、広場と申しますのは、現在の道路から地区計画に定める広場に位置付けが変わる Tokyo Sky Corridor のことでございます。この上面から 15 m の区域という従来の禁止区域の範囲も引き継ぎます。

さらに、2 ページでお示しした沿道等広告物の規制と自家用広告物の路線用地に係る禁止事項についても、引き続き適用するように定めます。

7 ページをご覧ください。今後のスケジュールでございます。

今回の方針で、こちらの内容について可決いただきましたら、告示の改正・制定・公布手続に移りたいと考えております。

また、先日首都高及び、東京高速道路株式会社から KK 線が 4 月上旬に道路廃止となる旨のプレス発表がなされました。こちらの道路廃止に合わせて告示の施行を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 それでは、本日ご欠席の委員からご意見をいただければ、事務局からご報告をお願いいたします。

○長谷屋外広告物担当課長 こちらについては、特にございませぬ。

○佐々木会長 それでは、ただ今の事務局からの説明について、先ほどご説明がありましたとおり、規格等検討小委員会では、この案でということ、この場に上申をされているわけでございますが、何か加えてご意見等がございますれば、ご発言をお願いしたいと思います。オンラインでご参加の方は、挙手でお知らせをいただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等ないようですので、採決に移りたいと思います。

「東京高速道路（KK 線）及びその沿道の屋外広告物規制について」について、都からの提案のとおり、原案のとおり可決ということによりよろしいでしょうか。

オンラインの皆さまもよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議事 1 につきましては以上ということになります。水島課長、どうもありがとうございました。

続きまして、次の議事に移ります。議事の第 2、屋外広告物の点検強化の促進について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 議事 2、屋外広告物の点検強化の促進について、ご説明いた

します。

資料 2-1 をご覧ください。点検強化促進の背景とこれまでの審議経過でございます。

まず、令和 4 年 12 月に東京都で「T O K Y O 強靱化プロジェクト」を策定いたしました。こちらの中で「激甚化する風水害から都民を守る」ということで、強風対策といたしまして、強風による看板等の飛散事故等を防止することを掲げております。

この具体的な施策内容といたしまして、屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進することといたしております。

令和 6 年 7 月 10 日の第 1 回広告物審議会で、この具体化について、規格等検討小委員会で審議することをご報告させていただきました。

その後、7 月 31 日の第 1 回規格等検討小委員会では、点検項目具体化の方向性と自己点検報告書等の改正案について、ご審議をいただきました。

また、10 月の令和 6 年度第 2 回規格等検討小委員会では、第 1 回規格小の内容と各区からの意見を受けた改正案について、審議をいたしました。

先日、12 月に行いました令和 6 年度第 3 回規格等検討小委員会では、改正案と「屋外広告物の安全の確保に関する方向性（答申案）」をご審議いただき、審議会に上申することを決定いたしました。

それでは、2 ページ目をご覧ください。「屋外広告物自己点検報告書」の点検項目具体化の方向性でございます。

まず、「国の屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」及び「屋外広告物安全点検報告書（案）」をベースといたします。こちらは、現在全国の自治体でも点検報告書の策定や改正の際にベースとなっているものでございます。

また、点検を行う側と点検報告書を受け取る行政側の双方にとって、報告内容の適否が分かりやすい制度設計を行うこととしてございます。

今回の改正のポイントとして、主に 5 つ挙げております。

まず、点検時期を明確化すること。点検箇所・点検項目を具体的に提示すること。点検結果評価区分の変更、3 段階にすることと、異常・改善の記載をすること。また、報告書への写真添付を明確化し、点検報告書の名称の変更をいたします。

続きまして、具体的な内容でございます。3 ページ目をご覧ください。

今回の改正のポイントでございますけれども、まず、点検時期の明確化については、これまでは規定が特にございませんで、運用上、添付を求めているカラー写真は、3 カ月以内に撮影されたものとしております。こちらにつきましては、許可の継続・変更の際し、

安全性等の問題がないことを報告するという趣旨に鑑みますと、適切な点検時期を定める必要があると考えます。

そこで、新たに申請前3カ月以内に点検を実施することといたします。これは、点検後の報告内容の取りまとめ、必要な場合は補修を行い、許可申請書類の準備と提出等に必要な期間を考慮して設定したものでございます。

具体的なスケジュールのイメージは、下の図のとおりとなっております。

続きまして、4ページをご覧ください。点検箇所・点検項目の具体化でございます。

国様式（案）の点検箇所・項目をベースに、現行の都様式に定める表示面の美観に関する項目を追加いたします。現行の都の様式では、点検項目が6項目となっております。一方、国の様式では、点検箇所が6カ所、点検項目が17項目となっております。

「新」のほうの黒文字になっている部分が国の様式に書かれている点検項目でございます。こちらに現在の都様式の（4）に定める「表示面の汚染、変色又ははく離に関する部分」を表示部の点検項目として付け加えまして、18項目といたしております。

続きまして、5ページをご覧ください。点検結果許可区分の変更（3段階）及び「異常の内容と改善の内容」の記載でございます。

国の様式は、異常の有・無の2段階評価となっております。現行の都の評価も2段階評価、異常の有・無となっております。

一方、自治体によっては、3～4段階評価を採用しているところがございます。2段階評価の場合であっても、報告書の記載例を見ますと、「経過観察」など異常の評価を記載させるところが多くなってございます。

また、屋外広告業界団体のほうで策定されている「屋外広告物点検基準」は、4段階評価を採用してございます。異常の状態を適切に評価するため、今回新たに3段階の評価基準を設けることといたします。

新たな評価基準では、良好・経過観察・要改善という項目になりまして、それぞれの定義については、下の点線の枠に囲んだところになります。「経過観察」は、安全上支障のある異常が確認された場合、「要改善」は、安全上支障のある異常が確認された場合と定義しております。また、「要改善」の場合には、補修を行った上で「異常の内容と改善の内容」欄に異常と改善の内容の記入を求めることといたします。

続きまして、6ページでございます。写真添付の明確化です。

現在は、運用で、3カ月以内に撮影されたカラー写真を添付することとなっております。今回の改正に合わせて、全景写真と点検対象である広告物を確認するための写真

に加えまして、点検結果が「要改善」の場合には、異常箇所の補修前後の写真の提出を求めるといたします。

最後に、点検報告書の名称の変更でございますが、点検項目を具体化することによって、現行の都様式の「自己点検」という名称にそぐわないような、専門業者さんによる点検が必要な項目も含まれることとなりますので、様式の名称を新たに「屋外広告物安全点検報告書」に変更いたします。

7ページをご覧ください。今回の改正に合わせて、点検のポイントを提示することを考えてございます。こちらは、国の指針（案）を参考に、目視、触診、打診などにより点検を行うことといたします。

8ページをご覧ください。今回の改正後の報告書の使用開始時期についてでございます。

報告書の改正により、広告物を設置される方には、継続・変更の許可申請時期に合わせた点検計画の策定、点検業者さんの選定、点検実施のための諸手続等の事務が発生することが想定されます。屋外広告物の安全対策という観点からは速やかな施行が求められるところではございますが、一方で、実際に点検を行う設置者の方ですとか、ご相談を受ける点検業者さん等の混乱を防ぐという観点からは、一定の準備期間が必要であると考えます。

改正内容の周知期間と、既に来年の点検計画を立てている、または、これから点検計画を立てるという方のことを勘案いたしまして、公布後約1年後の申請から使用することといたしたいと思っております。

スケジュールのイメージは下の図のとおりでございます。令和7年3月に改正規則を公布し、施行は令和8年4月からと考えてございます。その間、東京都のほうでは、改正内容の周知・啓発等を行ってまいります。設置者の方等につきましては、その間、点検計画を策定していただいたり、点検業者さんを選定していただいたり等して、最短の令和8年4月許可申請の場合には、令和8年1月頃から点検実施ということになります。

続きまして、9ページ目と資料3でございます。答申案についてでございます。

今回、屋外広告物の許可に係る点検報告書の改正について、ご審議をいただいたところでございますけれども、その中で、そもそも「屋外広告物の安全性について」というところでご議論がございましたので、答申のほうにその内容について、記載をしております。

審議結果の（2）番からになります。

まず①でございます。屋外広告物の点検対象について。今回の報告書の改正は、許可に

係る屋外広告物を対象とするものであるが、本来は許可が不要のものも含めて、屋外広告物の安全を確保する必要がある。このため、今後は点検対象となる屋外広告物の範囲の拡大が課題であると考えます。

また、屋外広告物の落下等により物損事故や人身事故が発生した場合、屋外広告物の所有者等が損害賠償責任を負うことになるが、そうした責任のあることを知らない者も多いと思われる。こうした責任は、屋外広告物が点検対象であるか否かにかかわらず生じることから、屋外広告物所有者等の加害リスクに関する啓発も検討されたい。

②点検者について。点検の実効性を高めるには、屋外広告物の所有者等で行うのは難しい点検内容を専門業者等に依頼することとなる。このため、今後は点検者の制度化やその資格の検討が課題であり、引き続き業界団体と連携するなど、有効な制度について検討されたい。

③報告書の改正後について。今回の報告書の改正内容は、点検項目の具体化のほか、点検結果の評価方法の変更や点検時期の明確化など多岐にわたっている。このため、改正規則施行時に円滑に実施できるよう、施行前に屋外広告物所有者等への広く丁寧な周知が必要と考える。また、点検を回避するために屋外広告物の許可申請を忌避するような状況がないか、改正後の許可申請状況の動向を注視してもらいたい。

以上が答申案となっております。

それでは、資料2-1にいったん戻りますが、その前に、参考資料2-1ですね、こちらが現在の自己点検報告書となっております。点検項目が6項目となっております。

こちら、改正後の内容になりますと、資料2-2のほうになりますと、点検日の記載ですとか、点検項目が6カ所18項目に変更になり、3段階評価というふうになってございます。

それでは、資料2-1に戻ります。今後のスケジュールでございます。10ページです。

本審議会で改正案のご審議をいただき、可決されましたら、今年度施行規則の改正手続に入りまして、3月に規則を公布する予定でございます。令和7年度に改正内容の周知・啓発を行い、令和8年度から規則を施行し、新たな様式を使用してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 それでは、本日ご欠席の委員からご意見がございましたら、事務局からご報告をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 本日ご欠席の白井委員のほうからご意見をいただいております。許可対象になっていない広告物のほうが十分な管理がなされていないのではないかと
思うので、そちらのほうをもしかしたら課題ではないかと思うといったご意見をいただ
いております。

○佐々木会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からのご説明について、何かご意見、ご質問等ございました
らお願いをいたします。

いかがでしょうか。これ、かなり影響のある中身だと思いますが、特に実務に当たられ
る広告業をされておられる松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 ここにもありましたけれども、実際、点検は目視であったり、触ったり、そ
ういうことをしますので、専門業者じゃないとできないことがありまして、それをここ
にうたってございましたので、非常に期待したいと思います。

○佐々木会長 ありがとうございます。

石原委員、いかがですか。

○石原委員 こちらに方向性のところで書かれていますけれども、屋外広告物所有者への
周知徹底が非常に重要じゃないかなというふうに思います。

○佐々木会長 そういった意味では、これは許可対象かどうかにかかわらず、広告業の方
が設置に当たられるケースが多いわけで、そういう意味では、周知に当たって、ぜひ力を
頂ければなというふうに思いますし、都とも連携していくということが重要ではないかと
思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

中野委員、どうぞ。

○中野委員 先ほどのご欠席の委員の方からありましたけれども、今回のこの対象、屋外
広告物の何が対象で、何が点検の対象外なのかというところが。あと、屋外広告物の所有
の方とか分かるかとは思いますが、そこが明確になっているとより分かりやすい
のかなと思いましたことと、さっきおっしゃっていたように対象外のもののほうが、とい
うのは事前説明でちょっとお伺いをしましたので、やっぱりそれは課題にもありますけれ
ども、そこに賛同しますというような形です。

今後はもうちょっと対象拡大ということが課題なんだということがございましたので、
これで終わりだということではなくて、対象外のものも含めてやっぱり安全面というこ
を考えると、何が対象か、対象外かを明確化し、さらに対象外のものも今後また拡大して

いくつという方向がいいのかなというふうに改めて思いました。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

事務局からいかがですか。

○長谷屋外広告物担当課長 今回答申案のほうにも頂いておりますけれども、対象外のものに関して、先生方からご意見、非常に頂いておりますので、今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

○佐々木会長 これは、なかなか事務的にも大変なことだと思うんですけども、現実には、ほんの小さな、小規模な、例えば掲示板程度のものから傷害事故が起こるっていうようなことが現実にあるようでございますし、そういった意味ではぜひ啓発に努めていくと同時に、それから点検をきちんとしなければいけないということを広めていくということ、ぜひここに書いてあるとおり、お願いをしたいというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。

財津委員、どうぞ。

○財津委員 まさに佐々木会長が繰り返しおっしゃっているように、私たち広告をかける側、広告主としての責任っていうのをほんとにこの委員会に出なければ分からないというか、この責任の重要さっていうのを知らないでずっといたような気がするんですね。

また、難しいのは、報告しなくちゃいけないのと、報告しなくていいのがあるっていうことも非常に分かりにくいところだと思うんです。ぜひ、佐々木委員長がおっしゃっているように、やはり専門家である業者さんが、これは絶対このように必要なんだよということを広告主にしっかり言っていただくということが、私たちとしては、無責任かもしれませんが、ほんとにそのへんが一番大事じゃないかなっていうふうに思いますし、私自身もそのことを気を付けていきたいなっていうふうに今回非常に思いました。

○佐々木会長 ありがとうございます。

恐らく広告業としてしっかり取り組んでいらっしゃる皆さんも、会社のコンプライアンスの問題として、その点はしっかり対応されているんだろうと思うんですけども、広告業でない、専門業者じゃない方が設置する場合っていうのも結構あるんだなと思うんですよ、小規模な看板だったりいたしますと。そうするとなかなか行き渡らないという面もあるかと思えます。

そのへんもぜひ行政の側からの働きかけも必要だと思いますし、また、恐らく広告主の皆さんに、いろんな形でアプローチしていくっていうことは重要だと思いますので、ぜひこれ、皆さんで盛り上げていていただきたいというふうに思います。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 最近のように台風や強風が予想外に吹いて、大きな看板が落下して事故等起きていますので、必要な政策かなと思いますけども、ただ、世田谷区のように人口92万、商店街だけで百数十あるようなそういう場所で、大小さまざまな広告があり、これ、広告設置者の方が点検するということになります。既に廃業したりして広告看板を残してしまっているケースだとか、あるいは、いわゆる行政の側でどこまでこれ、追って、例えばこの辺りが危ないよ、みたいなものを警告みたいなことをするのか。あるいは広告を出している方が一義的に自主点検をして、問題があれば是正するというにとどまるのか。

その辺りがもし、これはなかなか周知できずに、危ないっていうものを実際に点検をしたりして、全部やるのは多分到底、現在の区役所の力では相当人数をそこに割かなければいけないということもありますので、そのへんのイメージですね、いわゆる広告事業者の点検と改善、これがなされればそれでいいわけですけども、それがすぐに広がらないだろう、あるいは、そこが及ばない時に、どのような行政指導なり、あるいは是正勧告というのをやるのか、その辺り議論はどうなってますでしょうか。

○佐々木会長 ありがとうございます。

事務局からございますか。

○長谷屋外広告物担当課長 今のご意見でございますけれども、まずは、今回許可対象のものに関しましては、東京都のほうでも周知等を行ってまいりまして、点検をしなくてはいけないとか、ちゃんとやらなきゃいけないというところについては、気運を醸成していくような周知を考えていきたいと思っております。

それで、実際に、点検等をちゃんと行っていないとか、そういったものが見られる場合には、もちろん是正勧告等も最終的には行っていくことになると思いますけれども、まず、例えばタウンミーティングであるとか、商店街であれば、商店街の中でそうした意識を高めていくような啓発活動ができないかとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

○佐々木会長 今の保坂委員のお話の件は、例えば空き家問題なんかと同じような面、あると思うんですね。例えば放置空き家があるように、放置看板というのが現にあるわけです。それをどうするのかっていう辺りは、これはなかなか法律問題も絡んで難しいことであろうかと思っております。

ほんとに危険なものであれば、何らかの手だてを講じないといけないんだろうと思いま

すし、そこについては、ぜひ今後そういったものをどのように扱っていくのか、あるいは、保坂委員がおっしゃったように、行政としてそこにどのように関与していくのか、また、行政だけの力では恐らく及ばないところもあるかと思いますが、ぜひ多くの関係者の皆さん——関係者の皆さん、非常に多いわけです。広告業者の皆さんもそうですし、広告主の皆さんもそうですし、日々、意識せずに看板を出して、広告を出していらっしゃる、皆さんもそうだと思いますが——そういった方々を巻き込んだ議論をしていかないと、これは片付かない問題かと思えます。

それは非常に重い課題でありますし、点検だけの問題ではないかもしれませんが、ぜひ事務局でも、特にこれは関係行政団体、特に東京都の場合には、23区あるいは都下の市町村への委任という形で実施をされているわけですので、その対応の仕方をどうしていくのかということ、ぜひ重要な問題として取り組んでいただきたいというふうに思っています。

ただ今の保坂委員のご指摘は、そのように受け止めさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○保坂委員 ちょっといいですか、すみません。

基礎自治体として、公道上の安全というのは絶対守らなければいけないということは前提なんです、あまりにも多いんですね、看板が。

ということでいうと、例えば商店街の2階、3階、4階、それぞれ看板が出ている、そのボルトの緩みとか腐食とか、そういうところまで全部皆さんがやってくれればいいんですけども、やっぱり商店街として、例えば看板安全パトロールみたいなことをローラーにかけていただいた上で、グレーなところを検査に入るとか、何かそういうふうにしないと実効性がないというか、あまりにも多過ぎて、そうすると手に余ってしまうということがありますので、そのへんはぜひ議論を工夫して、実現可能性があるようにしたいと思います。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 今、おっしゃるとおりだと思うんですけども、私どもの業界というか団体では、行政の方にも参加いただくタウンミーティングを開いております。

今度2月かな、今、ちょっと正式な日にちが分からないですけど、2月にやりますので、各区市町村の方に、それにご参加いただければ、いろんな情報交換ができると思いま

す。

あと、街歩きですね。タウンミーティングの中で街歩きというようなことをやって、行政の方と一緒に街を実際に歩かして、違法というか危ない看板を目視でチェックするようなこともやります。

あと、この間は、都振連ですね、都の商店街連合会に伺いまして、会議の冒頭で点検について安全性をご説明させていただいて、今こういう状況にあるので、これから点検強化ということになりますよと、ついては、各区の商店街連合会であっても、呼んでいただければ私たちのほうは行ってご説明しますというようなお話をさせていただいていますので、これから行政ともうちょっと密にいろんな活動をさせていただいて、一つ一つ解決していくことが、今回これ、スタートだと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件につきまして、採決に移りたいと思います。

屋外広告物の点検強化の促進について、資料2-2「屋外広告物安全点検報告書(案)」、これに資料3「答申案」について、議案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり可決をすることといたします。

以上で審議事項は終了でございます。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1、広告宣伝車に対する規制について、昨年答申をいたしました経緯でございます。これについて、事務局のほうから説明をお願いします。

○長谷屋外広告物担当課長 資料4でございます。報告事項、広告宣伝車に対する規制について、ご説明をいたします。

まず、広告宣伝車、交通量調査の実施についてでございますが、都外ナンバーの広告宣伝車への規制開始前後の広告宣伝車の走行状況を比較することにより、規制の実効性について検証を行ったものでございます。

調査時期でございますが、改正施行規則が施行され、都外ナンバーの広告宣伝車への都条例の規制の適用が開始されました今年の6月30日の、それ以前2月～3月と、その後7月～8月の状況について調査をいたしました。

2ページ目をご覧ください。調査概要でございます。

調査箇所と期間でございますが、令和5年度規則改正前は新宿、渋谷、秋葉原の3カ所、令和6年度は新宿、渋谷、上野、池袋、六本木、銀座の6カ所で、それぞれ7日間行っております。

3ページでございます。調査概要についてですが、主な調査項目といたしましては、車両のナンバー、通行時刻、広告の表示内容、広告の表示方法、こちらは発光なし、ラッピング、LED、内照式などでございます。

また、規制後につきましては、東京都広告宣伝車許可票という下の図のステッカーを、任意でございますが、こちらを見やすい位置に貼付していただくよう協力を依頼しておりますので、そちらの掲出の有無について調査を行いました。

調査結果でございます。4ページ目をご覧ください。

走行台数と車籍地についてでございますが、走行台数は、令和5年度が52台から令和6年度35台に、約3割減っております。また、車籍地は、令和5年度、6年度ともほとんどの車両が都外ナンバー車で行いました。

次のページをご覧ください。広告の表示方法でございます。

令和5年度は全体の半数以上がLEDの広告宣伝車でしたが、令和6年度の規制開始後については、LEDの広告宣伝車は観測されず、内照式と発光なしのものでございました。

また、許可票の掲出の有無と実際の許可状況について調べましたところ、規制開始後の調査では、許可票が掲出されていたのは35台中32台、9割を超える広告宣伝車について、許可票を貼付していただいております。また、こちらはいずれも屋外広告物の許可を受けておりました。許可票の掲出がなかった3台のうち1台は許可を受けておりましたが、2台は無許可で行いました。

6ページをおめくりください。まとめでございます。

改正前後の周知活動ですとか、関係行政機関の皆さまのご協力によりまして、改正内容についての周知は進んでいると考えております。また、広告宣伝車事業者の方と広告主の方にも改正内容をご理解いただいて、ほとんどの広告宣伝車が改正後の規則にのっとり、適正に走行をしております。

また、こちらの資料には載せられておりませんが、広告の表示といたしましては、デザイン自主審査により、改正以前よりも色使いや安全面等に配慮したデザインとなっております。

今後の課題でございますが、先ほども無許可の車がありましたとおり、違反車を防止す

るために、広告宣伝車事業者や広告主の方への規制内容の周知啓発を引き続き行ってまいりますとともに、今後も都内における車体利用広告の状況については、注視してまいります。

また、今後屋外広告物法や条例での対応が困難な問題が発生した場合には、警視庁の方や各関係法令の所管部署と連携して対応してまいります。

説明は以上でございます。

○佐々木会長 ただ今、ご報告がございました件について、委員の皆さんからお尋ね等ございましたら、お願いいたします。

1年を受けて、ほぼ抑止効果が上がってきたということかと思いますが、こういうことは緩むとまた緩んでしまいますので、ぜひ最後にありますように継続的に注視をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

財津委員、どうぞ。

○財津委員 ほんとに実感しますね。私、原宿の駅前をよくいろいろなたびに通過するんですけども、ほんとにこれは効果があったなって実感しております。以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

中野委員、どうぞ。

○中野委員 私もすごく効果が可視化されてよかったなというふうに思ったんですけども、2つありまして、それもちょっと事前にも簡単にはお伝えした、思ったことだったんですけども、先ほど委員長もおっしゃったように、私もこの調査、元々ここにも、今後も定期的に注視していくっていうお話があったので、やられると思うんですけども、1年なのか2年なのかっていうのは分かりませんが、やっぱり定期的にきちんと調査していくっていうことは重要だろうなというふうに思いました。

それから、昨年 of 年末まではかなり報道とかもあって盛り上がっていたと思うんですけども、最近なかなかそうした報道ということも少なくなっているんで、こうした調査結果もきちっとリリースをしたり、情報発信することで、実際にこれは効果が上がっているんだっていうことをまた認識していただくことも重要なんじゃないかなというふうに思っているんで、何かそうした情報発信、ぜひ行ったら、非常にいい調査結果だなというふうに思いましたので、情報発信されるといいのかなというふうに思ってます。

ただその際に、この調査結果を、今これは、この会議用なので全く問題ないんですけれ

ども、もしそのままリリースとして外部に発信する場合は、きつこの3カ所と6カ所と
かっていうふうに単純比較することが難しいようなデータになっているので、ちょっと注
釈を付けるとか、同じ場所以外のところ、こういう理由でやっているということで、そう
いう意味でも単純比較はしにくいけれども、ただ、場所が3カ所から6カ所に拡大しても
全体の数が減っているとか、きちんと許可がされているっていうことは、お伝えしたほう
がいいのかなというふうに思いました。

先ほども財津委員、おっしゃっていましたが、非常に実感しているという部分は
感じると同時に、ただ、私、授業でたまたま最近学生200人ぐらいに対して、嫌いな廣
告がどんな広告か、好きな広告は何かっていうことを調査したんですけれども、その中で
やっぱりどうしても嫌いな広告、ネット広告に紛れてアドトラックを挙げてくる学生がや
っぱり何人もいますよね。

やっぱり市街地がそこそこ近いからってということもあるかもしれないんですけれど、
大学の場所が、やっぱり若者にとっても非常にちょっと、なかなか。なぜあれが走ってい
るのか理解できないとか、下品ですごく嫌だっというふうな声が出るぐらいなので。

ただ、それがなくなるわけではないとしても、やっぱり効果ってということが非常にある
ということは世の中に情報発信していくことの重要性っていうのはあるんじゃないかなと
いうふうに思いました。以上です。

○佐々木会長 ありがとうございます。

これ、デザイン自主審査に大体応じていただいているということも極めて大きな効果か
なというふうに思いますね。業界、結構自主審査に当たっては、かなり、最初のうちは相
当苦勞されたということも伺っておりますけれども、だいぶ進むようになってきたって
いうことですね。

○長谷屋外広告物担当課長 そうですね。屋外広告協会さんのほうで、非常に最初、特に
当初はたくさんの申請が急に来たりとか、あと、そもそもそういったデザイン自主審査を
受けたことのない方々といろいろと調整をしながらというところで、非常に難しかったと
思うんですけれども、だんだんと、少しお互いにポイントが分かってきたようなところは
あるのかなと思います。

ただ、相変わらず難しい案件はあるというふうに聞いておりますので、引き続き屋外廣
告協会さまのほうにもご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木会長 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件について、ほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項 2、審議開催実績について、事務局からご説明をお願いします。

○三野課長代理 それでは、私、屋外広告物担当の課長代理の三野と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。

東京都屋外広告物審議会開催実績のご説明でございます。資料 5 でございます。

今回は、令和 6 年 7 月 10 日に開催いたしました東京都広告物審議会以降の開催実績をご報告させていただきます。

前回の審議会以降、本日までの間、特例小委員会を 3 回開催いたしました。主な審議内容といたしましては、屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業や工事現場の仮囲いを活用した屋外広告物の掲出といったものがございました。

また、規格等検討小委員会につきましては、前回の審議会以降、本日までの間、3 回開催いたしました。規格等検討小委員会では、先ほどご審議いただきました東京高速道路（KK 線）及びその沿道の屋外広告物規制、それから広告物の点検強化の促進について、ご検討をいただきました。

広告物審議会の開催実績のご説明は以上となります。

○佐々木会長 それでは、ただ今のご説明についてご意見、ご質問等あれば、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては以上といたします。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。進行を事務局のほうにお返しをいたします。

○根来緑地景観課長 佐々木会長、どうもありがとうございました。

では、これもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

午後 3 時 5 4 分閉会